

春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例

(目的)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第21条の規定に基づき、障害者、障害者扶養する者及び介護者（以下「障害者等」という。）並びに障害者団体の利用に係る市の設置した公の施設の使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除することにより、障害者等の経済的負担の軽減及び障害者の社会参加の促進を図り、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 2 この条例において「介護者」とは、障害者に現に付き添つて介護をしている者（障害者1人につき、障害者に付き添つて介護をしている者が2人以上いる場合は、1人に限る。）をいう。
- 3 この条例において「障害者団体」とは、障害者又は障害者扶養する者を主な構成員とする団体で、市長が適当と認めるものをいう。

(使用料等の減免)

第3条 障害者等又は障害者団体が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該使用料等を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。